

基発第1202002号  
平成17年12月2日

大臣官房統計情報部長 殿

労働基準局長  
(公印省略)

賃金不払事件、貯蓄金返還及び工賃不払事件処理状況報告の中止に係る届出について

標記調査について、別記のとおり中止したいので、届出を要する統計調査の範囲に関する政令（昭和25年政令第58号）第3条第2項の規定に基づく総務大臣に対する届出について、よろしくお取り計らい願います。

<input type="checkbox"/> 新規
<input type="checkbox"/> 変更
<input checked="" type="checkbox"/> 中止

# 統計調査届出書

厚生労働省発統第 号  
平成 年 月 日

総務大臣 殿

調査実施者名 厚生労働大臣

主管部課（室）名及び主管部課（室）長名 労働基準局監督課長

統計法第8条第1項の規定に基づいて、参考資料を添付の上、次の統計調査を届け出ます。

統計調査の名称	賃金不払事件、貯蓄金返還及び工賃不払事件処理状況報告
---------	----------------------------

1 目的： 厚生労働省労働基準局監督課において厚生労働省の地方支分部局である都道府県労働局に対して実施する中央労働基準監察に資するため、当該機関における業務の実施状況について報告させている。

2 調査事項：

3 報告者の範囲： 1) 地域的範囲： 都道府県  
2) 属性的範囲： 厚生労働省の地方支分部局である都道府県労働局及びその管下の労働基準監督署

4 報告者の数：

5 報告者選定の方法： 1) 選定の方法： しつ皆 無作為抽出 有意抽出  
2) 選定に使用する名簿等：  
3) 各段の抽出単位の種類及び抽出数：  
4) 報告者の抽出率及び母集団： (母集団の数： )

6 調査期日等：  
1) 調査の周期： 1回限り 月 四半期 半年 年 2年  
3年 5年 その他 ( )  
2) 調査票の提出期日又は調査員の面接期間：

7 調査票の配布： する。 しない。( )

8 調査票配布の方法： 郵送 調査員 ( ) オンライン ファクシミリ装置 その他 ( )

9 調査票収集の方法： 郵送 調査員 ( ) オンライン ファクシミリ装置 その他 ( )

10 調査票の記入： 報告者が行う。 調査員が行う。

11 調査の流れ：

12 集計方法と集計事項： 1) 電子計算機の使用： 使用する。 使用しない。  
2) 集計機関：  
3) 集計事項：

13 公表期日と方法：

14 経費の概算：

15 根拠法規：

16 その他： 中止理由、中止時期については、別紙のとおり

[中止理由]

厚生労働省労働基準局監督課が集計している当該報告は、地方支分部局である労働基準監督署が事業場を監督指導した結果の状況を集計しており、同一機関内の報告となっている。これらの同一機関内の報告は、平成 17 年 5 月 20 日の届出統計調査の事務処理要領の改正に伴い、当該機関の自治に委ねられるべきものであって統計法第 8 条第 3 項に基づく総務大臣による変更又は中止になじまないものであることから、届出を要しないものとされている。これにもとづき、今般、当該報告に係る届出を中止したいと考える。

[中止時期]

平成 17 年 12 月末日

(参考)

○ 統計法

(昭和二十二年三月二十六日法律第十八号)

(指定統計調査以外の統計調査)

第八条

第 3 項 総務大臣は、必要と認めるときは、関係各行政機関若しくは地方公共団体の長又は教育委員会に対し、指定統計調査以外の統計調査の変更又は中止を求めることができる。

- 統計法第 8 条に基づく統計調査の範囲及び届出手続に関する事務処理要領  
(平成十七年五月二十日総務大臣決定)

第 2 届出を要する統計調査の範囲

6 その他

(2) 加工統計等

ウ 同一機関内において報告又は資料の提供を求めるような場合についても、届出を要しない。